

開成町議会が受け入れる行政視察に伴う手続及び費用徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市区町村又は都道府県の議会その他議会関係の団体（以下「議会その他の団体」という。）からの行政視察（以下「行政視察」という。）を開成町議会において受け入れる場合におけるその手続及び費用の徴収について定める。

(行政視察の申込み)

第2条 行政視察を希望する議会その他の団体は、別に定める申込書を議長に提出するものとする。

(行政視察の受入れの連絡)

第3条 議長は、前条の規定により行政視察の申込みを受けたときは、受入れの可否、その日時等について、行政視察を希望する議会その他の団体に連絡するものとする。

(行政視察に係る費用)

第4条 行政視察に係る費用として、視察者（随行職員等を含む。）1人当たり2,000円を議会その他の団体から徴収する。

2 行政視察において、開成町議会ウェブサイト、開成町議会発議の条例その他の開成町議会における取り組み等について、開成町議会が保有し、及び蓄積している情報等を文書等により提供する場合にあっては、前項に定めるもののほか、案件ごとに20,000円を徴収する。

3 前項及び次条の規定は、行政視察を介さずに同項の情報等を文書等により提供する場合に準用する。

(費用徴収の方法)

第5条 行政視察を行った議会その他の団体は、前条第1項及び第2項に規定する費用について、開成町議会事務局から送付する納入通知書又は請求書により、議長が指定する日までにこれを納付しなければならない。

2 前項の規定により徴収した費用は、返還しない。

(開成町の特産品等を用いた開成町のPR活動の実施)

第6条 行政視察においては、いわゆるふるさと納税における開成町の返礼品等開成町の特産品、開成町ゆかりの品等（以下「特産品等」という。）を用いた開成町の広報を積極的に行うものとする。

2 前項の場合において、議長は、議長が定める特産品等を視察者に付与することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行政視察に係る手続、費用の徴収等に関し必要な

事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に実施する行政視察から適用する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行前においても、この要綱の施行の日以後に実施する行政視察の申込みその他の手続について、この要綱の規定により行うことができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に実施する行政視察から適用する。